

## 妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い事案への対策

◇男女雇用機会均等法又は育児・介護休業法に基づき、不利益取扱い事案への厳正な対応等について、各都道府県労働局長に対し通達し、改めて適切な対応を徹底  
(H21.3)

①労働者からの相談への丁寧な対応、②法違反の疑いのある事案についての迅速かつ厳正な対応、③法違反を未然に防止するための周知徹底、④相談窓口の周知徹底 など

### ◇男女雇用機会均等法の実効性の確保

- 解雇その他不利益取扱い等に係る苦情・紛争の解決の仕組み  
(苦情の自主的解決、紛争解決の援助及び調停の仕組み)
- 行政指導(勧告)に従わない場合の公表制度及び過料制度

### ◇育児・介護休業法の実効性の確保

- 平成21年6月に改正育児・介護休業法が成立し、左記の均等法と同様の仕組みを導入  
(施行日:調停を除き平成21年9月30日、調停については平成22年4月1日)

### ◇育児・介護休業トラブル防止指導員の設置(平成21年度補正予算案(第2号))

- 育休中や復帰時に解雇、退職勧奨等の不利益取扱い等のトラブルを防止するための周知、指導
- 個別事案に関する相談対応